

川越市告示第四百十号

市長等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年規則第七十五号）第三条の規定により、同規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり告示する。

平成十九年三月二十日

川越市長 舟橋 功 一

一 根拠となる法令又は条例等の名称及び条項

名 称	条 項
埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）	第七十四条第二項及び第一百一十一条第二項

二 適用日

平成十九年四月一日